

従来の架空請求詐欺のハガキに使用されている関係機関の名称は、

- ・ 法務省管轄支局 国民訴訟お客様センター
- ・ 法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
- ・ 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

などというものでしたが、最近では

地方裁判所管理局

という名称のものが出回っています。

いずれも、記載されている内容はほとんど同じものとなっています。

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号 (わ) 493

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 9月27日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-6912-5361

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

特定消費料金

訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(け)6723

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月2日

地方裁判所管理局

東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ窓口 03-6812-1458

受付時間9:00~19:00

従来からの架空請求詐欺のハガキの一例 最近出回っている架空請求詐欺のハガキ

相手先には、絶対に連絡をしないでください！

慌てず、一人で判断せず、家族や警察に相談しましょう！

伊勢警察署 (20 - 0 1 1 0)